

京都大学における公益通報者の保護等に関する規程Q & A

【趣旨】

Q 1. 京都大学における公益通報者の保護等に関する規程（以下「公益通報者保護等規程」という。）を制定する趣旨は。

A 1. 平成16年6月18日に公益通報者保護法（以下「法」という。）が公布され、平成18年4月1日より施行されました。これを受け、本学においても、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の禁止等の公益通報者の保護を図ることを目的として、及び公益通報に関し本学がとるべき措置を定めるために、平成18年3月6日に公益通報者保護等規程を制定しました。

令和4年6月1日には法改正が行われ、同日付けにて公益通報者保護等規程を改正しました。また、改正した公益通報者保護等規程第18条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めた「京都大学における公益通報者の保護等に関する実施要領」を制定したことに伴い、本Q&Aの内容についても更新を行っています。

【公益通報の定義】

Q 2. 公益通報とは何か。

A 2. 公益通報者保護等規程において、「(1) 本学の役員、職員（通報の日前1年以内に退職した者を含む。）及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者又は従事した者（通報の日前1年以内に契約業務を終了した者に限る）が、(2) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、(3) 本学又は本学の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、(4) ア) 本学（公益通報者保護等規程第4条第1項に規定する学外の法律事務所を含む通報相談窓口等）、イ) 当該通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者、ウ) 又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に、(5) 通報すること。」と定義されています。

Q 3. 「通報」とはどのような行為をいうのか。

A 3. 一定の事実を他人に知らせる行為をいい、公益通報者保護等規程においては、犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を、本学通報相談窓口等に知らせる行為をいいます。これに対し、「ある行為が、公益通報者保護等規程の対象となる法令違反行為に当たるかどうか」、「公益通報者保護等規程による保護を受けるためには、どのような通報先に通報すべきか」等法令違反行為の行為者などの具体的事実を示さない一般的な内容で行われるものは通報の前段階の「相談」に該当し、「通報」には含みません。

Q 4. 通報対象事実とは何か。

A 4. 公益通報者保護法第 2 条には以下のとおり定められております。

①個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

②別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

つまり

- ・法律違反であること。
- ・当該法律が個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわるものであること。
- ・当該法律が公益通報者保護法の別表若しくは政令に掲げられていること。
- ・当該法律の違反が、犯罪行為又は犯罪行為となり得る規制違反行為であること。

となっています。

Q 5. 公益通報の対象となる本学の業務とはどのような業務をいうのか。

A 5. 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条第 1 項の規定により本学が実施する業務をいいます。主な業務は次のとおりです。

【参考】国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）抄 より抜粋
（業務の範囲等）

第 22 条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- (1) 国立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

（中略）

- (10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

Q 6. 本学の職員に含まれる「派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者」とは、どのような者をいうのか。

A 6. 派遣契約に基づき本学に派遣されている派遣職員、請負契約に基づき本学の業務に

携わっている請負契約の相手先の社員等を指します。

Q 7. 公益通報の定義において、「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、どのようなことをいうのか。

A 7. 通報を手段として金品を授受するなど、本学との信義誠実の關係に反したり、公序良俗に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る図利目的としての「不正の利益を得る目的」又は本学の他の職員などの他人に対して、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える加害目的としての「他人に損害を加える目的」のほか、「その他の不正の目的」として、信義誠実の原則や公序良俗に反する目的の通報など社会通念上違法性が高いものをいいます。

Q 8. 公益通報者保護等規程第 15 条に定める「法第 3 条各号に掲げる公益通報」とは、どのようなものをいうのか。

A 8. 次の(1)から(3)に掲げるものをいいます。また、これらの公益通報をした者が、公益通報者保護等規程における保護の対象になります。

(1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合における本学に対する公益通報

(2) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出する場合における当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

ア 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 当該通報対象事実の内容

ウ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

エ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

(3) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合におけるその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

ア (1) 及び(2) の公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

イ (1) の公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ウ (1) の公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合

エ 役務提供先から(1)及び(2)の公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

オ 書面により(1)の公益通報をした日から20日を経過しても、当該通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

カ 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であつて、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。）が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

Q 9. 通報対象事実が「まさに生じようとしている」とは、どのような場合をいうのか。 A

9. 通報対象事実の発生が切迫しており、発生する可能性が高い場合をいいます。ただし、必ずしも発生する直前に限らず、例えば、発生することがあらかじめ確定している場合で、当該日まで間がある場合も含まれます。

Q 10. 公益通報を受ける「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」とは、どのような者をいうのか。

A 10. 例えば、消費者団体や事業者団体などが考えられ、当該通報対象事実について国民に広く知らせることを通じ、その発生や被害の拡大の防止に資することから、放送機関や新聞社等の報道機関もこれに含まれます。

Q 11. A 8 (2)、(3)における「信ずるに足りる相当の理由がある場合」とは、どのような場合をいうのか。

A 11. 通報対象事実について単なる伝聞等ではなく内容を裏付けられると思われる資料等の証拠がある場合や実際に目撃した場合、以前に通報対象事実が生じた事例が存在する場合など、相当の根拠がある場合をいいます。

Q 12. A 8 (3)エにおける「正当な理由」とは、どのようなことをいうのか。

A 12. 例えば、通報対象事実がまさに生じようとしていた事案について既に改善措置が取られていることを通報者が知らなかった場合に、通報者の上司が「既に改善措置が取られているため通報は必要ない」と告げることなどをいいます。

Q 13. A 8 (3)オにおける「20日」は、どのように起算し、また、どのような期間と考えるのか。

A 13. 「20日」の起算日は、民法の到達主義の原則に従い、書面による公益通報が本学

に到達した時（当該書面がその内容について本学の了知可能な状態に到達した時）から効力が生じますが、「20日」の期間の計算方法については、民法の初日不算入の原則に従い、「書面による公益通報が本学に到達した日の翌日」から起算いたします。また、期間の最終日が休日である場合は、民法における期間の満了の特例に従い、期限は翌平日に繰り越されます。なお、この期間は、「調査を行う旨の通知」を行う期限を示すものであり、調査を実施する期限を指定するものではありません。

Q 1 4. A 8 (3)オにおける調査を行わないことの「正当な理由がある場合」とは、どのような場合をいうのか。

A 1 4. 通報前に既に調査を行っており当該事実がないことが明らかである場合や、過去の事案で当時の事実関係を調べる方法がないことが判明した場合などをいいます。

Q 1 5. 「通報対象事実」から除外されるものは、どのようなものがあるか。

A 1 5. 公益通報は、犯罪行為又は最終的に刑事罰若しくは行政罰の対象となる法令違反行為の事実の通報に限定しています。民事法違反及び各種基本法の努力義務違反などの事実については、公益通報の対象事実から除外され、公益通報者保護等規程による通報の処理及び公益通報者の保護の適用を受ける通報には当たりません。なお、総長又は理事が定める規程の規定に違反する事実の通報については、Q 2 3 及びQ 2 4をご参照ください。

【通報処理の体制】

Q 1 6. 通報相談窓口に対する公益通報又は公益通報に関する相談は、どのような方法であればいいのか。

A 1 6. 通報相談窓口に対する公益通報又は公益通報に関する相談は、電話、電子メール、書面又は面会の4つの方法があります。（ただし、学外の通報相談窓口に対する通報又は相談は、電話、電子メール又は書面にて受け付けます。）

なお、公益通報を行う際には、通報の対象となる事実について法令の具体的な条項まで明らかにする必要はありませんが、通報対象事実の具体的な内容を示していただかなければ、その行為がどの法令に違反しているか判断できません。そのためにも、通報後の調査や是正措置等が実施できる程度の具体的な事実を知らせていただく必要がありますので、指定の公益通報書様式により必要事項を記載の上、通報相談窓口へ提出又は送付するようにして下さい。

Q 1 7. 公益通報は、匿名で行うことはできるのか。

A 1 7. 公益通報を匿名で行うことは可能ですが、追加の情報提供を求めることができないと、適切な調査ができない場合があります。また、調査結果の通知等もできないため、できる限り実名での通報をお願いします。（通報対象事実の調査にあたっては、通報者が特定されることの無いように十分に配慮します。）なお、匿名の通報の場合は、通常は通報

者本人が特定されず、不利益な取扱いを受けないため保護の対象になりません。通報時には匿名でも、何らかの事情により、通報者本人が特定され、解雇その他の不利益な取扱いを受けた場合には、保護の対象になります。

Q 18. 公益通報の受付について、通報相談窓口の職員等以外の職員等が通報を受けた場合、通報相談窓口に連絡し、又は通報者に通報相談窓口に通報するように助言するとなっているが、その趣旨は。

A 18. 本学が定める通報相談窓口（学内：コンプライアンス部、学外：法律事務所（顧問弁護士））への通報のほか、その通報対象事実について権限を有する管理職、当該職員の業務上の指揮監督に当たる上司等に対する通報についても、大学として公益通報の処理を統一的かつ適切に行うために、通報相談窓口への通報を基本としつつも、当該管理職等の者が公益通報を受けた場合の措置を定めたものです。

Q 19. 公益通報者保護等規程第13条に定める「担当者等」は、公益通報について、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとなっているが、この「担当者等」とは、どのような者をいうのか。

A 19. 公益通報者保護等規程第6条の2の規定により担当理事から公益通報対応業務従事者に指定される者のほか、調査等に関わる者及び第11条の規定により是正措置等に関わる者をいいます。

Q 20. 公益通報対応業務において、京都大学における公益通報者の保護等に関する実施要領第7条に定める「通報対象事実の発覚や調査結果により実質的に不利益を受ける者」とは、どのような者をいうのか。

A 20. 例えば、同一の研究室・部署等において同一の研究・業務等を行う所属関係にある者、密接な師弟関係・指導関係にある者等、公益通報者及び被通報者と利害関係を有すると判断される者などが考えられます。なお、不利益を受ける場合に限らず、公益通報対応業務に携わることによって、調査等の公正性が失われるとみなされるおそれがある者については、公益通報対応業務に関与させないようにして下さい。

【解雇・不利益取扱いの禁止】

Q 21. 公益通報者保護等規程第15条にいう「解雇」及び第16条及びA8(3)アにいう「不利益な取扱い」とは、どのようなものをいうのか。

A 21. 解雇・労働者派遣契約や請負契約等の解除といった労働者等たる地位の喪失に関することに加え、懲戒処分・配置転換といった人事上の取扱いに関することや、減給・退職金の不支給といった経済待遇上の取扱いに関すること、また、嫌がらせ等の精神上・生活上の取扱いに関すること等、法第3条から第7条までに規定されるものをいいます。

Q 2 2. 通報先が複数の機関にわたる場合の公益通報者の保護はどうなるのか。

A 2 2. 「法第3条各号に掲げる公益通報」がA 8の公益通報の要件を満たしている限り、同一の通報対象事実に係る通報先が複数の機関にわたるか否かにかかわらず、公益通報者は保護の対象となります。よって、当該公益通報をしたことを理由として解雇その他不利益な取扱いはいけません。

【その他】

Q 2 3. 本学の役員、職員（通報の日前1年以内に退職した者を含む。）及び派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者又は従事した者（通報の日前1年以内に契約業務を終了した者に限る）（以下「本学の教職員」という。）以外の者からの通報又は総長又は理事が定める規程の規定に違反する事実の通報とは、どのような通報をいうのか。

A 2 3. 本学の教職員以外の者からの通報又は総長又は理事が定める規程の規定に違反する事実の通報は、公益通報者保護等規程の公益通報に該当しませんが、本学の教職員以外の者がそのような事実を知った場合で、当該事実を本学に通報することで、本学における公益通報と同じように取扱うものをいいます。ここでいう「事実」には、本学の教職員が、本学が行う業務に従事する場合の行為をいい、例えば、教職員が自家用車を運転中に速度違反を行ったなどの本学と全く無関係な私生活上の法令違反行為については、その対象となりません。

Q 2 4. 公益通報に該当しない通報に対する準用について、公益通報への対応と何か違いはあるのか。

A 2 4. 総長又は理事が定める規程（以下、「本学規程」という）の規定に違反する事実の通報に関して、公益通報者保護法の範囲を拡大し、通報を受け付けられる体制を整備しています。なお、本学規程への違反に関しては、その違反の軽重も含め、通報対象事実となる範囲が極めて広いことから通報を受け付ける段階で、通報内容が信ずるに足る相当の理由があることを確認します。

Q 2 5. 公益通報をした後は、通報内容についてどのようにして、改善が行われるのか。

A 2 5. 通報を受理した後は、公益通報内容についてどのような措置を行うか検討し、事実を確認するための調査の実施の有無について、通報者に通知します。（公益通報に当てはまるか否か、どの部署で対応するか等を連絡する。）調査は事務本部の職員が行います。調査終了次第、調査結果を通報者に通知し、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置を講じ、又は部局の長に対し是正措置を講じることを命じます。その後、是正措置等の結果については通報者に報告するという流れになっています。